

## 地球温暖化防止活動助成金交付要領

京都府地球温暖化防止活動推進センター  
(特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議)

この助成金は、地球温暖化対策地域協議会や市民団体の温暖化防止活動がより元気になることを目的に交付するものです。活動のさらなる発展のためにご活用ください。

### 1 交付金額

最大10万円

### 2 交付対象期間

下記の期間に、当該取組について使われた経費が交付対象になります。

2008年9月1日(月)～2009年2月28日(土)

### 3 交付手続

活動計画書(様式1)、予算書(様式2)、請求書(様式3)を9月30日(火)までに事務局にご提出ください(必着)。

(様式1、2の電子ファイルは、[http://www.kcfca.or.jp/eco1\\_2008/josei/](http://www.kcfca.or.jp/eco1_2008/josei/)からダウンロードできます)

### 4 交付対象外の取組

下記の取組については活動助成金を交付できません。

- (1) 企業による取組
- (2) 公共団体による取組
- (3) 他の補助金を受けている取組

### 5 対象となる経費

下記の費目の経費が対象となります。

- (1) 諸謝金(講師謝礼等)
- (2) 旅費交通費(電車・バス代等)
- (3) 通信運搬費(切手代や宅急便代等)
- (4) 印刷製本費(コピー代等)
- (5) 消耗品費(事務用消耗品等)
- (6) 賃借料(会場使用料、計測機器等のレンタル料等)
- (7) その他、センターが事業実施に必要と認める経費

### 6 注意事項

- (1) 最後に提出していただく会計報告書に、領収書を添付していただきますので、保管をお願いいたします。(レシートでも可。近距離の交通費は会計報告書への記入のみで可)

- ( 2 ) 旅費交通費や講師謝金は、特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議の規程 ( ) に基づいてお支払いします。
- ( 3 ) 人件費には使用できません。
- ( 4 ) 原則として設備・機材購入には使用できません (ただし、事業実施のために欠くべからざるものについては、事前に事務局へご相談ください)。
- ( 5 ) 謝金は、外部の講師等に対して支払うものです。団体メンバーに対して支払うことはできません。
- ( 6 ) 旅費交通費は、府内の活動に関するものが対象ですのでご注意ください。つまり、府外に出かけて行う啓発活動などの交通費は対象となりません。逆に、府内での活動のために府外から講師を招く場合の費用は対象となります。なお、恐れ入りますが、11月15日の決勝大会参加のための交通費は各団体でご負担ください。
- ( 7 ) 経費は、事業開始時に予算書に基づいて一旦全額をお渡しいたします。2009年2月28日(土)をもって精算し、残金は返還していただきます。
- ( 8 ) 2009年3月13日(金)までに、活動報告書・会計報告書に領収書コピーを添付し、事務局に提出してください(後日様式を送付します)。
- ( 9 ) 事業の内容によっては、申請いただいた当初の予算から減額をお願いすることがあります。
- ( 10 ) 様式1、様式2に記載していただいた内容が大きく変更になる場合には、その都度ご相談ください。

## 7 書類提出・お問い合わせ先

京都府地球温暖化防止活動推進センター (担当: 川手)

〒604-0965 京都市中京区柳馬場通二条上ル六丁目283番4

T E L : 075-211-8895 F A X : 075-211-8896 Eメール: eco1@kcfca.or.jp

特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議の規程より

### < 講師謝金 >

区分	金額 (1時間あたり税込)
学長及び学部長級	10,000 円
教授級	8,300 円
准教授級	7,200 円
講師級	5,500 円

公益法人の理事及び事務局長は教授級、事務局員は准教授級とします。

判断しにくい場合には、個別にご相談ください。

### < 旅費 >

基本的には実費支給です。

各団体の申請金額について、事務局が規定に照らして確認します。

申請後に修正をお願いすることがありますのでご了承ください。